たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の重量を」を「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を」に改める。

第四条第三項中「（法第十四条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「又は第十四条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削り、同条第四項中「（法第十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、同項第三号中「又は第十四条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削る。

第六条中「（法第十四条第三項において準用する場合を含む。）又は法」を「又は」に改め、「又は税関長」を削り、同条第一号中「（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を削る。

第七条を次のように改める。

（輸出免税）

第七条　法第十四条第一項に規定する製造たばこ製造者は、当該製造たばこにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該製造たばこが輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所在地を所轄する税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類、当該製造たばこが外国に陸揚げされたことを証明した書類又はこれらに代わるべき書類で財務省令で定めるもの（次条第三項において「輸出証明書」という。）に基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

イ　当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

ロ　輸出の年月日及び仕向地

ハ　輸出港の所在地を所轄する税関

ニ　当該製造たばこの輸出をした者が当該製造たばこの製造者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称

ホ　その他参考となるべき事項

二　当該製造たばこを輸出する前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合　その亡失の場所の最寄りの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書に基づいて、次項第二号及び第三号に掲げる事項を帳簿に記載する方法

２　前項第二号の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を同号に規定する税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　提出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　亡失の年月日、場所、原因その他亡失の事実に関し参考となるべき事項

三　亡失した製造たばこの区分及び区分ごとの数量、移出の年月日、移出先その他当該亡失した製造たばこに関し参考となるべき事項

第八条第三項及び第六項中「輸出明細書」を「輸出証明書に基づいて前条第一号イからホまでに掲げる事項を記載した書類」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定及び次項の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取られる葉巻たばこに係る改正後のたばこ税法施行令第三条第一項の規定の適用については、同項中「同項ただし書に規定する」とあるのは、「一本当たりの重量が〇・七グラム未満の」とする。

３　たばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十七号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、及び揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「第十五条第三項及び」を削り、同項第三号中「、第十五条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削り、同条第四項中「第十五条第三項及び」を削り、同項第三号中「、第十五条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削り、同条第五項中「第十五条第三項及び」を削る。

第八条中「第十五条第三項及び」及び「又は税関長」を削り、同条第一号中「（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を削る。

第九条を次のように改める。

（輸出免税）

第九条　法第十五条第一項に規定する揮発油の製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該揮発油が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類又は当該揮発油が外国に陸揚げされたことを証明した書類に基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

イ　当該揮発油の数量

ロ　輸出の年月日及び仕向地

ハ　輸出港の所轄税関